

駿河台大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2015（平成27）年3月31日までとする。

II 総 評

一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、1987（昭和62）年に法学部のみ単科大学として埼玉県飯能市に創設され、その後順次学部・研究科を増設し、2004（平成16）年には東京都千代田区に法務研究科（法科大学院）を開設するなど発展をとげ、現在4学部3研究科を擁する人文・社会科学系総合大学となっている。

「人格教育」「愛情教育」をもとに、豊かな知的教養と国際感覚を備えた人材を育成することを建学以来の教育理念としながら、学生へのきめ細かな指導に力を注いでいるところに貴大学の特色がある。特に、「学生情報カード」の作成とそれに基づく個別指導、統一的な基礎学力試験や1年次の小クラス授業での導入教育等は、今日における学生の実態に鑑みて、優れた取り組みとして評価できる。また、近年はとりわけ地域社会との関わりを重視し、豊かな知的教養と国際感覚を備えた人材の活躍の場を地域社会のなかに見出しているが、こうしたなかで、地域貢献にもつながる意欲的な取り組みがなされていることが注目される。

なお、教育理念などについては、大学案内パンフレットやホームページで公開するとともに、学内広報誌・父母会雑誌などでも周知徹底を図っている。ただし、一部の学部については、具体的な教育目標が対外的に十分表明されていない傾向にある。大学が社会的使命を帯びた高等教育機関である以上、社会や保護者、受験生に、貴大学の理念とそれにもとづく具体的教育目標を周知させることは必要なことであり、今後さらに努力を重ねていくことを希望する。

二 自己点検・評価の体制

1992（平成4）年に自己点検・評価の取り組みに着手し、以後、継続して点検・評価報告書を公表するなど、教育・研究水準を維持・向上させるため、組織・活動についての点検・評価を絶えず行っている。自己点検・評価の実施を学則に明記し、「駿河台大学大学評価委員会規程」にもとづいて「大学評価委員会」を置き、そのもとに各

評価小委員会を設置して実施体制を整えている。ただし、本協会に提出された今次の点検・評価報告書では重複した同じ趣旨の記述が多く、今後はこうした箇所を減らし記載内容を裏付ける別添資料がどれであるかを明記するなどとして、一段と分りやすくする工夫が欲しい。また、現代情報文化研究科については、2005（平成17）年に既設の法学研究科、文化情報学研究科を改編して設置されてからまだ間もないという事情はあるが、今次の点検・評価報告書において記述が少なく、その実態が分りにくい面があった。教育・研究水準の維持・向上を図り、貴大学が今後さらに発展していくことを期するためにも、継続して点検・評価活動に取り組むことを望みたい。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

地域に密着した人文・社会科学系総合大学という理念・目的に照らし、伝統的分野と今日的分野とにわたって、教育研究組織を設置しており適切である。学部については、法学部、経済学部、文化情報学部、現代文化学部の4学部、また大学院については、経済学研究科、現代情報文化研究科、法務研究科（法科大学院）の3研究科による構成となっているが、このうち現代情報文化研究科については、既設の法学研究科および文化情報学研究科を改組して作られたもので、法情報文化専攻、文化情報学専攻という独立性の高い2専攻より成っている。このほか、付属研究所として学部・研究科の各分野に対応した比較法研究所、経済学研究所、文化情報学研究所、教養文化研究所の4研究所を有している。

なお、法務研究科は、2004（平成16）年度に設置され、自己点検・評価の段階で完成していないことから、教育・研究活動については評価の対象としていない。現代情報文化研究科については、既設の研究科を改組したものであることから、教育・研究活動についても評価の対象とした。

2 教育内容・方法

(1) 教育課程等

法学部

リーガルマインドの涵養を主眼とするほか、情報化、国際化の動向を踏まえた教育目標を掲げ、これを達成するため「情報リテラシー」等の科目を選択必修とし、またTOEFLを法学部学生全員に受験させるなどの取り組みを行っている。また、教養課程編成のための基本事項を確立し、「人格教育」「愛情教育」を実現するために、1年次の基礎演習を含め4年間にわたる少人数の必修演習科目を設置している。加えて、専門教育科目の一部を基礎科目に位置づけて基礎教育の充実に努めるとともに、副専攻科目を設けることによって、学生の興味に応じた重点的学習を可能にしていること

は、姿勢としては評価できる。しかし一方で、副専攻は必修であり、取得必要単位数が多く、中途での変更ができない点は、再検討の必要がある。

導入教育については、入学前教育、入学後教育を重層的に実施しており、評価できる。入学前教育プログラムとして、全学的な「英語問題演習」や、他の学部でも導入されている「課題図書についてのレポート」のほか、法学部では「大学入学へ向けての決意表明文」の作成も独自で課している。入学前教育プログラムについては、プログラムの概要やプログラム参加者の感想等を掲載した『入学前教育プログラム実施報告書』を作成し、高等学校に配布もしている。このほか、入学後教育として、基礎演習科目のほか、基礎学力試験も実験的に導入して実施している。

なお、法学部では学生の将来の進路にあわせたコース制度を採用しているが、教育効果が卒業後の就職・進学の結果として反映されているかは、今後検証していくべき課題である。

経済学部

経済学部の理念・教育目標として、専門基礎の重視、経済学と経営学の複眼力の形成、幅広い視野の獲得、演習の重視、体系的学習の保障、地域教育力の活用、アウトキャンパス・スタディの重視、学生の主体的選択の尊重などを掲げ、これらを達成するための教育内容および組織作りが用意されており、目標はおおむね達成されている。アウトキャンパス・スタディの一例としては、理論演習型インターンシップのかたちで行う地域におけるIT支援などがあり、地域貢献にもつながる取り組みとして注目される。このほか、企業倫理を講義主題とした科目を配し、また、経済学教育を実りあるものにする方向で不断的努力を続けるなかで、学部横断的な副専攻の制度を設けた点は評価できるが、今後の成果を見守りたい。

文化情報学部

徹底した人格教育のもとでの情報メディアイーター育成という首尾一貫した教育目標を掲げ、オリエンテーション科目から副専攻科目に至るまで、情報メディアイーターとしての専門職業人を養成するためのカリキュラムが整備されている。入学前プログラム、入学準備セミナー、基礎学力試験、オリエンテーション・ゼミナール、ファカルティ・アドバイザー（FA）制度など、学士課程教育への導入教育に力を注ぎ、さらに各年次での少人数演習等教育成果を上げるための工夫をすることによって、貴学部の掲げる教育目標はおおむね達成されている。

現代文化学部

「偏見のない文化、社会、人間関係の創造者を育成すること」「柔軟で現実的な理

解力と、共感的な態度を持って対人関係を築くことができる人材を養成すること」という学部の教育目標を達成し、十分な成果をあげ得るよう、カリキュラムがおおむね整備されている。

学士課程教育への円滑な導入を図るためには、「スタディ・スキルズ」などの演習科目が配され、「学生情報カード」の活用による指導などもなされている。また、専門教育課程への移行についても、1年次には専門教育の内容を確認した上で2年次から所属学科を決めることができるようにカリキュラムが編成されており、比較文化学科では、2年次において教養演習を設け、専門演習にスムーズに移行できるようになっている。さらに、比較文化学科、心理学科とも主専攻の基礎科目を1、2年次で履修可能とし、専門教育への導入を図っている。

経済学研究科

経済学研究科（修士課程）は、専門的知識・能力を持つ専門職業人の養成と再教育を教育目的とし、1専攻2コース4専門分野からなり、そのための教育課程はおおむね整備されている。コース・分野の垣根を低くし、経済および経営関連科目を基礎にして、総合的分析力を養うところに特色があり、地域との連携を視野に、実践力と倫理性の涵養（「企業倫理特論」など）を重視している点は評価できる。社会人再教育を含む生涯学習推進のために、昼夜開講制、土曜開講制、長期履修制度および科目等履修制度も整えているが、すでに検討しているサテライト授業の実施等、自己点検・評価に基づく今後の改善の取り組みがさらに必要であろう。

現代情報文化研究科

法情報文化専攻（修士課程）は、2004（平成16）年度の法務研究科の設置に伴い、既設の法学研究科を改組して設置しており、大学院レベルで情報資源管理を中心として研究と教育を行う数少ない例である。しかし、法情報文化専攻の教育理念・目的は、2007（平成19）年4月施行の大学院学則にも記されているものの、専門職業人の養成という点では、法務研究科との役割分担など貴研究科の位置や役割が十分に明確とは言えず、今後検討を加えていく必要がある。教育課程については、職業に必要な高度の能力を習得させるための実践的な科目が配置されている。ただし、インターンシップや実習などの科目については、配置の検討に向けた段階であり、いまだ十分ではない。また、国際的動向を踏まえた教育・研究を促進するために教育課程の編成を再検討しつつある点については、今後が期待される。このほか、社会人のために、2007（平成19）年度には、年間7コマの授業が新たに開設される等の改善が行われている点は評価できる。今後は、社会人の入学者確保に努力していくことを望む。

文化情報学専攻（修士課程）については、旧研究科からの再編後も、情報資源管理

に関する理論・実証の研究方法与問題解決の思考方法の習得による高度な能力を有する職業人の育成という教育目標は基本的には不変であり、いくつかの分野に分けてかなり多くの授業科目を適切に配置することなどによって教育・研究指導内容の整備に努めている。遠隔授業等を主体とした現職社会人コースを設定することにより、自治体の現職行政職員など意欲ある有職者に対して学習・研究を支援する面で成果も挙げている。

なお、両専攻とも最初の修了生が出たのは2007（平成19）年3月であり、教育目標の達成度という視点からの厳密な評価は今後に待たねばならない。

（2）教育方法等

全学部

シラバスは統一的な書式で作成され、また、GPA（Grade Point Average）や相対評価の制度を全学部で導入したほか、成績評価に疑問を持つ学生に疑義を申し立てる機会を認めるなどして、成績評価の公正さを確保するよう努めている。

履修指導をはじめとする学生への指導については、さまざまな機会や方法で組織的に実施しており、特に、「学生情報カード」やFAの制度を全学的に導入し、各学生の自己目標をもとにしながら担当教員がきめ細かな個別指導を行っている点は注目される。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動等、教育改善への取り組みとして、「全学教育研修（FD）会」を組織し、また、学生による授業評価などを実施している。授業評価については、結果を公表するだけでなく、その結果にもとづいて「授業改善計画」を各教員が作成し、さらにそのうち他の教員の参考になるものを選んで『授業計画改善計画事例集』として刊行している。各学部レベルでのFD活動も行われており、研修会の実施や、法学部における公開モデル講義の実施などを一例とした取り組みが見られる。

なお、1年間に履修登録できる単位数の上限設定については、2004（平成16）年度までの入学生については、各学部とも年間履修登録単位数の上限が最大で54単位に設定されるなどしていた。ただし、2005（平成17）年度以降の入学生に対しては既に是正され、改善の跡が認められる。

経済学研究科

経済学研究科は、徹底した少人数教育によるきめ細かい指導を行っており、修士の学位取得率は高く、大学院としての教育目標はおおむね達成されている。特に、研究指導は主査・副査からなる複数指導体制をとっており、修士論文の中間報告も1年次秋学期と2年次春学期の2回にわたって行っている点は評価できる。また、高度専門

職業人の育成を目標にしているとはいえ、一部に他の大学院博士課程への進学志向があり、実際進学し、大学教員となった実績もある。ただし、組織的に行われる本格的なFD活動については、ようやくその必要性について認識され、活動が緒についたところに過ぎない。その成果については今後に期待したい。

現代情報文化研究科

両専攻とも主査1名および副査2名による複数指導制をとっており、2年次に2回の修士論文中間発表を義務づけるとともに1年次生にも参加を義務づけている。また、授業アンケートをカリキュラムの改善に活かしていること、成績評価基準を明確化していること、シラバスの様式を統一して詳しく記載していること等は評価できる。法情報文化専攻においては、専攻会議にあわせFD研究会も開催している。そのほか、文化情報学専攻においては、現職社会人を積極的に受け入れ、一般の大学院学生と同様の学習と研究ができるように、夜間や土曜に授業を開講し、またインターネット科目であるメディア科目群および現職社会人コースを開設する等の工夫が見られる。

(3) 教育研究交流

全学部

建学の精神の1つとして、国際感覚を備えた人材の育成を謳っており、短期の海外語学研修とともに長期の交換・派遣留学制度を設定し、交換・派遣留学生の一部について学費や渡航費用の大学負担を回り、派遣学生へのケア体制なども確立している。また、2006（平成18）年度に開設された新学生寮フロンティアタワーズは、外国人学生の受け入れのための宿舎としても活用されており、同寮内部に設けられた茶室などによって留学生に日本文化を紹介するものともなっている。

法学部

海外語学研修参加者数については、全学で見た数に比して法学部の参加学生数がむしろ遞減的傾向にあったが、2007（平成19）年度には若干改善されている。長期留学生数については、法学部は全体に比して低調である事実は否めない。引き続き改善に向けた努力を期待したい。

経済学部

経済学部所属の派遣留学生（フランス、イギリス）・交換留学生（ドイツ）の留学便りや帰国報告が広報誌『駿河台大学 NEWS』に載っているのは1つの実績である。ただし、国際交流の双方向性という観点からみれば、外国人留学生の受け入れは多いとは言えない。新学生寮フロンティアタワーズを活用した今後の積極的な取り組みに期

待したい。

文化情報学部

2005（平成 17）年度においては、文化情報学部から海外語学研修参加者 16 名、長期留学者 5 名となっており、国際交流を重視するとの目標はおおむね達成されている。

現代文化学部

現代文化学部は国際交流を基本方針としており、この方針を実現しようとする努力が『履修ガイド』等の随所に見られる。加えて、海外語学研修者参加数、長期留学者数は他学部に比べて圧倒的に多く、それぞれ 2005（平成 17）年度は 22 名、12 名となっている。学科の性格上、比較文化学科において国際交流はとりわけ盛んである。

経済学研究科

経済学研究科設立時には、建学の精神に則り、「国際社会及び地域社会での経済及びビジネス社会に貢献し得る経済人の養成」という点を教育目標として掲げていたが、修了後の進路などを勘案して、「地域社会人のキャリア・アップ」および「外国人留学生のための高度専門教育の充実」という方向に重点を移行させている。国際化への対応としての留学生の受け入れは増加傾向にあり、2006（平成 18）年度は全受け入れ学生の 60% を越えた。こうしたなかで地域企業と留学生との間に積極的な交流の機会を与えるなど、留学生への教育上の配慮とともに、地域の国際化へも留意している点は評価できる。そのほか、日本語能力向上の成果として、研究科教員監訳書の翻訳の一部を留学生が担ったケースもある。

現代情報文化研究科

外国人留学生の受け入れに関して基本方針は明示されており、それに基づいた留学生の受け入れが行われている。法情報文化専攻においては、留学生が日本語によって論文を作成するのを援助するために、個別サポートシステムを構築しており、留学生担当教員の指導の下で大学院の日本人学生がティーチング・アシスタント（TA）としてこれにあたる制度が導入されている。

（4）学位授与・課程修了の認定

経済学研究科・現代情報文化研究科

各研究科・専攻とも修士論文審査基準を作成し、学位論文の認定基準の透明化・客観化を図っている点は評価できる。また、修士論文作成のための中間発表を公開で 2 度開催し、現代情報文化研究科においては学位論文の公開発表会も予定しているなど、

大学院学生の修士論文作成に対する手厚い指導体制が整備されており、評価できる。しかし、現代情報文化研究科文化情報学専攻については、旧文化情報学研究科時代に4分の1の学生が2年間で修士の学位を取得できず、結果的に相当数の退学者を出しており、再編後の2006（平成18）年度修了生についてもこの傾向に大きな変化は見られない。現職社会人の学習・研究に配慮したコースの設定など工夫も見られるが、留学生への指導体制などもあわせ、今後のさらなる取り組みが望まれる。なお、2006（平成18）年度に現代情報文化研究科法情報文化専攻を修了した第1期生への学位授与状況は良好である。また、経済学研究科においては、2001（平成13）年度から2005（平成17）年度までの間55名に対し学位が授与され、学位授与状況は良好である。

なお、修士論文審査基準に関して、経済学研究科においては『大学院要覧』に記載し大学院学生への周知を図っているが、現代情報文化研究科においても周知を図っていく必要がある。

3 学生の受け入れ

全学部

一般入試のほか、推薦入試や自己PR方式入試など、各学部で多彩な選抜方式を採用している他、合否判定の基準を積極的に公開している。ただし、大学全体で70～80%台の学生を推薦入試で受け入れている実態もあり、一般入試とのバランスの点で問題である。これについては一般入試の機会を増やす等の改善策もとられているが、今後さらに実効的なものとなっていくよう期待したい。また、学生の受け入れ方針、アドミッション・ポリシーについては、『入学試験要項』等において明確でない。今後は、具体的かつより明確に示していく必要がある。

入学定員に対する入学者比率については、2002（平成14）年から2006（平成18）年までの5年間の平均で各学部とも1.25を上回っていた。また、編入学生の受け入れについては、学部・年度によって多寡が見られた。いずれについても改善に向けた取り組みをはじめており、成果が見られつつあるが、入学定員に対する入学者比率については、2007（平成19）年度までの5年間の平均で、法学部、経済学部においては1.25といまだ高く、また、編入学定員に対する編入学生数の比率についても、2007（平成19）年度の文化情報学部の比率が1.38と高い。改善に向けたなお一層の取り組みを期待したい。

退学者数が比較的多く、指定校推薦入学者からも退学者が少なからず出ている。この点については、「学生情報カード」やFA制度の導入などにより、一定の改善も見られているが、アドミッション・ポリシーの明確化や入学者の入学目的の自覚促進などをおして、今後も真剣に取り組むことが望まれる。

経済学研究科・現代情報文化研究科

各研究科・専攻とも、一般入試、留学生特別入試、社会人特別入試の3種類の試験方法を基本方針とし、このほか学内推薦制度を設けており、公正・適正な受け入れを行っている。また、現代情報文化研究科法情報文化専攻においては、合格判定基準の公表や合否理由の開示による責任体制の確立に取り組んでいる。

また、各研究科・専攻とも一定の入学者を確保し、経済学研究科においては、収容定員に対する在籍学生数の比率が1.1前後で推移している。ただ一方でたとえば、現代情報文化研究科文化情報学専攻において、力を注いでいる社会人や他大学からの入学者数が減少傾向にあり、検討課題といえる。また社会人の受け入れなどについて、現代情報文化研究科の両専攻の連携がほとんど見られない点は、今後の努力が求められるよう。

4 学生生活

経済的支援や生活相談等、おおむね学生生活への配慮がなされ、総合的には一定の水準をクリアしていると判断できる。ただし、セクシュアル・ハラスメント問題に対する委員会、相談窓口の設置や広報は行われているものの、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止に関しての取り組みが不十分である。現在、規程・体制について改善に向けた学内作業がなされているということであり、今後の着実な成果が期待される。

なお、大学院においては、進路・就職指導の組織的・体系的な取り組みが不十分である。

5 研究環境

研究は大学における知的営為の根幹をなすものであり、絶えず研究活動の活性化と研究環境の整備に努めるとの位置づけのもとで、個人研究費、共同研究助成費、研究所共同研究費、出版助成制度、国際会議参加費用補助制度などの研究活動を支援する体制を整え、教員個人あるいは複数教員による研究および付属研究所を中心とした組織的研究が行われている。またその成果を公表する場として分野ごとの紀要を年1回ないし2回刊行しているなど、研究活動に関する理念・目的はおおむね達成されている。そのほか、教員による研究活動等の評価を目的として、前年度の実績等への自己評価に基づく『教員評価報告書』を導入しているが、今後とも教育・研究面で有効に活用していくことが望まれる。

より活発な研究活動を支援・促進するために、国内研究制度のほかに毎年各学部から1、2名の教員を派遣する在外研究員制度を設けている。また、今後は研究費を科学研究費補助金に連動させて競争的に配分する制度の導入を検討するなどしている。

国際的な研究交流については、教員の海外での研究関連活動に対する助成措置に比べ、外国人教員の受け入れは必ずしも活発とは言えない現状にある。

6 社会貢献

地域の基盤を支える人材の育成という教育目標を達成するため、また同時に大学の新たな使命として地域に貢献するために地域社会との双方向的連携を高めようとしており、豊岡プチ大学（市民向け講座）、市民法律相談、ボランティア活動や、地元企業と連携した活動など、多くの意欲的な試みを展開している点は優れている。2004（平成16）年度から始まり、文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に選定された「学生参加による〈入間〉活性化プロジェクト」も、貴大学の立地する地域社会との連携や交流を中核に据えており、社会貢献の成果を期待できる。このほか、大学施設の開放がなされ、また、国・地方公共団体の政策形成へも多くの教員が参与している。

7 教員組織

全学

教育理念の実現を図るため、少人数教育を重視し、また、国際化に配慮しながら、学部、大学院とも総合的に見て適切な教員組織を整備している。2006（平成18）年5月1日現在、各学部とも大学設置基準上の必要専任教員数を充足しているが、大学院担当教員のうち博士学位取得者が少ないため、その割合をさらに増やすなどの配慮はなお望まれる。

年齢構成については、2006（平成18）年度時点で、法学部の教員の年齢構成で51～60歳は全体の41.7%、また、法務研究科の61歳以上が64.3%であり、分野の特殊性を考慮しても、バランスを欠いていた。2007（平成19）年度の人事により改善が見られ、さらに2008（平成20）年度以降の人事によって漸次改善が図られる見通しではあるが、2007（平成19）年度4月現在、法学部で50歳代の教員が依然33.3%、法務研究科で60歳代以上が64.3%と、バランスのとれた教員組織に向けた一層の改善が必要な状態にある。

なお、教員の任免、昇格の基準と手続は明文化されており問題はない。

法学部

専任教員数は充実しており、担当科目も適切である。また、少人数教育を実践するために、専任教員1人あたりの学生数を過去5年間の平均で44.8名とし、さらに引き下げるべく努力していることは評価できる。

ただし、貴学部の専任教員数や科目の担当数については、現代情報文化研究科およ

び法務研究科との兼担状況等も考慮していく必要があるが、2007（平成 19）年度に法務研究科に新たに 4 名の教員を新規採用する等によって、兼担解消へ向けた努力がなされている点は評価したい。

経済学部

専任教員 1 人あたりの学生数は 33 名で適切である。必修科目・選択必修科目の専任教員による担当比率は高く、また、20 年以上の社会人経験を持つ教員が 6 名おり、前歴を生かして、「マーケティング論」「国際金融論」「ケース研究」「地域インターンシップ」「キャリアデザイン」などを担当している点は貴学部の教育目標達成にとって適切であろう。

文化情報学部

専任教員 1 人あたりの学生数を 38 名に抑えることによって、貴学部の理念に沿った少人数教育を柱とするきめ細かな「手作り教育」の実践に努めており、教員組織の整備目標はおおむね達成されている。

現代文化学部

貴学部の教員組織については、学科間の均衡も取れ、また、専任教員 1 人あたりの学生数は 29.0 名であり、実験・実習が重視される心理学科を擁する学部としては適切である。男女の両面において教員組織がバランスよく構成されており、学生の指導をしやすいとしている。

経済学研究科

大学院担当教員は、経済学部専任教員の半数に達しており、2006（平成 18）年 5 月 1 日現在、演習指導担当教員 15 名、講義担当教員 4 名、兼任教員 4 名の計 23 名からなっている。これに対し、大学院学生数も 23 名であり、経済学研究科の教育目標を達成するための徹底した少人数教育はほぼ実現していると言えよう。ただし、学生の収容定員が少ないため、不開講の演習も多い。

現代情報文化研究科

現代情報文化研究科の専任教員は、法学部および文化情報学部の専任教員が兼担してあっており、分野融合の授業科目や演習を担当する一部の教員を相互に交換するなどしている。文化情報学専攻については、客員教授制度の導入を図って手薄になる分野を補うなどしている。また、法情報文化専攻については、新たな科目を設置する中でも全開設科目に占める専任教員の担当科目比率が約 96%であることは評価でき

る。

8 事務組織

教学運営を支える事務組織がおおむね整備されている。いずれも大学事務局教務部に属する教務課および法科大学院事務室が学部・大学院の教学事務機能を担い、そのほかの事務組織が教育・研究活動を支援する形をとっている。法務研究科については、飯能キャンパスから離れた東京都千代田区に位置しているが、担当者が定期的に会合を持つなど、事務組織の連携強化に努めている。

9 施設・設備

全学

飯能キャンパスは自然環境保護に配慮した緑の多いキャンパスであり、校地および校舎面積とも大学設置基準を十分満たしている。情報メディアイーター育成という文化情報学部・現代情報文化研究科の教育目的推進上必須の施設として、図書館・情報科学センター・視聴覚センターの3つの機能を統合したメディアセンターを有し、さらに同センターによる一元的な管理のもと、貴大学独自のネットワークであるSONNET (Surugadai university ONLINE NETWORK) を構築し、教室等を含む学内各所に情報コンセントが整備されている。また、現代文化学部の教育活動を行う上で必要となる心理学実験室についても、施設・設備に特に問題はなく十分なものと認めることができる。学生寮についてはセキュリティを含め、充実している。

バリアフリー化に向けた取り組みもなされており、障がい者への配慮が行き届いている。屋根つきの身体障がい者専用駐車場、駐車場から各施設へのスロープや自動扉、また、車椅子で入れるよう工夫された図書館の開架コーナーなどは優れている。

施設・設備の整備、その管理・運用については、地域社会や自治体との協力体制を基軸に適切に行われている。特に、飯能市との協定で敷地の50%を森林のまま残している点や、周辺環境を配慮して清掃、植栽管理などに取り組んでいる点は、評価すべきである。今後は学生を取り込んだ「施設・設備改善検討委員会」を検討しているところがあるが、早急に設置することによって、キャンパス・アメニティ等の一層の充実を図ることが期待される。

10 図書・電子媒体等

図書館資料の収蔵状況、閲覧座席数、利用状況、電子媒体の収集・整備状況などはおおむね良好であり、今後の整備計画も適切になされている。

先述の通り、メディアセンターが図書館機能と情報提供機能を総合的に果たしており、授業時間以外に学生の集まる場所として、また地域住民の学習の場としても機能

している。同センターのPCワークエリアは教室タイプではなく、ゆったりとした明るい空間においてくつろいでパソコンを操作できるようになっており、また、15,000タイトルもの視聴覚資料を有し、50近いブースを設けて自由に視聴できるようにしている点は評価したい。

1.1 管理運営

学長・学部長の選任や意思決定など管理運営における諸機関の間での役割分担・機能分担に関しては、「駿河台大学学則」や「学長の任命及び任期に関する規程」をはじめとした各種規程に明文化されており、適切な運営がなされている。

1.2 財務

教育・研究環境の充実を目指し、メディアセンターや屋外運動施設、新学生寮フロンティアタワーズの建設など積極的に施設設備の拡充を行い、その財源については、借入金を極力必要最小限にとどめ、第2号基本金を積み立て、財政の負担を分散し、限りある財源を有効に活用することに努めていることは評価できる。

予算の配分と執行においても、目的別の予算編成・執行を行い、各部課で予算執行状況・予算残額の把握を行うなど各部課に責任を持たせ、物品購入や印刷物等については、見積比較を徹底する等、経費節減に努めている。

財務比率でみると、施設設備拡充の影響により、消費支出比率や消費収支比率が高く、消費収支差額構成比率は低下してきているが、全般的にはおおむね「文他複数学部を設置する私立大学」の平均レベルに達している。

帰属収入は、趨勢でみると2005（平成17）年度は若干増加したものの、学生生徒等納付金収入が、臨時的定員の段階的解消が影響したこと等により、減少傾向にある。今後は収入財源の多様化を図り、収支の均衡を目指すとともに、財政基盤確立のために金融資産の充実にも努める必要がある。

財政および将来計画については、「長期ビジョン策定委員会」および「長期ビジョン策定専門委員会」での具体的計画の検討・策定を踏まえた早急な取り組みに期待する。

なお、監事および公認会計士（または監査法人）の監査は適切に行われており、監事による監査報告書には、学校法人の財産および業務の状況が適切に示されている。

1.3 情報公開・説明責任

広報誌やホームページを通じて情報公開を行っている。これまでの自己点検・評価の結果も公表している。地域との連携を深めつつある貴大学の教育目標を踏まえ、現在計画段階にある積極的な情報公開のあり方やルール作りを進め、いっそうの情報公

開を行う必要がある。

財務情報の公開については、広報誌「駿河台大学 News」に財務三表を掲載し、これに解説を加えて貴大学に対する理解の促進に役立てている。また、ホームページ上には、情報公開のための〈財務状況報告〉のボタンが設けられ、容易に資料閲覧が可能になっている。当該ホームページで閲覧できる「事業報告書」においては、財務三表が公開されているのに加え、適宜解説がなされており、閲覧者の便宜を図っている。これらには情報公開や説明責任の履行を適切に果たそうとする姿勢が見られ、高く評価できる。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一 長所として特記すべき事項

1 教育内容・方法

(1) 教育課程等

- 1) 1年次の演習科目や基礎学力試験の実施をはじめとして、全学的に導入教育に力を入れ、入学前教育、入学後教育を重層的に実施している点は評価できる。入学前教育プログラムについては、『入学前教育プログラム実施報告書』を作成し、高等学校に配布するなどしており、今後とも積極的な取り組みに期待したい。
- 2) 地域の教育力の活用を目指し、経済学部をはじめとしてアウトキャンパス・スタディを重視している点は、文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」への採択実績や、社会貢献の具体的な成果を期待できることなども含め、評価できる。
- 3) 現代情報文化研究科文化情報学専攻では、インターネット利用の遠隔授業、集中合宿授業のほか、一部では担当教員が学生の居住地を巡回して面接指導に当たるなど、ユニークな制度が取り入れられている。意欲ある有職者の学習・研究を支援するものであり、また一定の成果につながっているため、評価できる。

(2) 教育方法等

- 1) 「学生情報カード」を全学的に導入し、各学生の自己目標をもとにしながら具体的かつ継続的な個別支援を実施できるようにした取り組みは、貴大学の教育理念を具体化するものとして高く評価できる。
- 2) 学生による授業評価を全学統一書式で実施し、全授業科目の結果を冊子として学生・教員に公開するとともに、FD活動として、授業アンケートの結果を受けて各教員が「授業改善計画」を作成し、そのなかから参考事例を集めて『授

業計画改善計画事例集』を刊行するなど、教育方法の改善へ向けて全学的に取り組んでおり、評価に値する。

2 施設・設備

- 1) 飯能市との協定で敷地の50%を森林のまま残している点、清掃状況や植栽管理なども充実しており、今後もゴミの減量化を含めて環境への配慮を続けていくことが期待され、評価できる。
- 2) 図書館・情報科学センター・視聴覚センターの機能を統合化したメディアセンターが、学内の情報資源・情報処理を一元管理する中核施設として充実しており、多くの視聴覚資料とともに、高い利便性は評価できる。

3 情報公開・説明責任

- 1) 財務情報については、配布される刊行物、ホームページのいずれにおいても財務三表に解説が加えられており、貴大学に対する理解を促進するための公開姿勢が表されていることは評価できる。

二 助 言

1 大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標

- 1) 現代文化学部の教育目標が、社会に対して十分説明されていない。大学案内パンフレットにおいては、特に心理学科について開設される科目の説明のみが目立ち、学部の教育目標が十分に説明されていないので、今後の工夫が求められる。

2 教育内容・方法

(1) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 現代情報文化研究科における修士論文審査基準については、大学院学生に対する明示がなされていないので、『大学院要覧』へ記載するなどの改善が望まれる。

3 学生の受け入れ

- 1) 学部における学生の受け入れ方針、アドミッション・ポリシーについては、志願者・入学者の入学目的の自覚を促すため、『入学試験要項』等で、より明確に示すようするよう工夫が求められる。
- 2) 法学部および経済学部における入学定員に対する入学者数比率については、是正される方向にあるものの、2003（平成15）年度から2007（平成19）年度までの5年間の平均で1.25といまだ高いので、さらなる取り組みを望みたい。

3) 文化情報学部における編入学定員に対する編入学生数比率(2007(平成19)年度)については、1.38と高いので、是正へ向けた取り組みを望みたい。

4 教員組織

1) 法務研究科と法学部との兼担状況の解消については、2007(平成19)年度に新たな人事が行われたが、今後ともその取り組みを進めていく必要がある。

以 上

「駿河台大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果」について

貴大学より2007（平成19）年1月29日付文書にて、2007（平成19）年度の大学評価ならびに認証評価について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（駿河台大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の学部・研究科等の設置状況に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、全学評価分科会および専門評価分科会を開催し（開催日は駿河台大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、9月4日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに11月2日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「駿河台大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を充たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として 2011（平成 23）年 7 月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は充たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

駿河台大学資料 1—駿河台大学提出資料一覧

駿河台大学資料 2—駿河台大学に対する大学評価のスケジュール

駿河台大学提出資料一覧

調書

資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	2007年度 入学試験要項 2007 駿河台大学 入試ガイド 2007年度 受験の手引(入学試験要項別冊) 2007年度 指定校制推薦入学選考要領 2007年度 編入学試験要項(10月募集・2月募集) 編入学ガイド 2007年度 特別入学試験要項(社会人・帰国生) 2007年度 特別入学試験要項(外国人留学生) 2007 駿河台大学 大学院募集要項【修士課程】 2007年度 法科大学院募集要項
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	2007 駿河台大学 大学案内 経済学部経済経営学科(新学科)リーフレット 大学院ガイド 経済学研究科・現代情報文化研究科 法科大学院ガイドブック
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	2006年度 履修ガイド 法学部 2006年度 履修ガイド 経済学部 2006年度 履修ガイド 文化情報学部(2006年度入学生用) 2006年度 履修ガイド 文化情報学部(2003～2005年度入学生用) 2006年度 履修ガイド 現代文化学部 2006年度 シラバス 法学部 2006年度 シラバス 経済学部 2006年度 シラバス 文化情報学部 2006年度 シラバス 現代文化学部(1年次生用) 2006年度 シラバス 現代文化学部(2～4年次生用) 2006年度 教職課程履修ガイド 2006年度 資格課程・司書教諭課程履修ガイド 2006 駿河台大学 副専攻ガイド(CD-ROM) 2006年度 大学院要覧 現代情報文化研究科 2006年度 大学院要覧 経済学研究科 2006年度 法科大学院大学院要覧
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	2006年度 講義時間割表【履修の手引き】 法学部(1～3年次生用) 2006年度 講義時間割表【履修の手引き】 法学部(4年次生用) 2006年度 講義時間割表【履修の手引き】 経済学部(1～3年次生用) 2006年度 講義時間割表【履修の手引き】 経済学部(経済学科4年次生用) 2006年度 講義時間割表【履修の手引き】 経済学部(経営情報学科4年次生用) 2006年度 講義時間割表【履修の手引き】 文化情報学部(1年次生用) 2006年度 講義時間割表【履修の手引き】 文化情報学部(2～4年次生用) 2006年度 講義時間割表【履修の手引き】 現代文化学部(1年次生用) 2006年度 講義時間割表【履修の手引き】 現代文化学部(2・3年次生用) 2006年度 講義時間割表【履修の手引き】 現代文化学部(4年次生用) 2006年度 駿河台大学大学院時間割表 経済研究科・現代情報文化研究科 2006年度 駿河台大学法科大学院時間割

資料の種類	資料の名称
(5) 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	大学学則 大学院学則
(6) 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	大学評議会規程 部局長会議規程 教授会規程 大学院委員会規程 大学院研究科委員会規程 大学院研究科運営委員会規程
(7) 教員人事関係規程等	教員任用規程 教員の任用に関する手続規程 教員の任用に関する手続規程の運用に関する覚書 法科大学院専任教員の任用人事に関する覚書 非常勤教員の採用に関する内規 名誉教授規程 定年規程 特任教授に関する規程 客員教授の取り扱いに関する内規
(8) 学長選出・罷免関係規程	学長の任命及び任期に関する規程
(9) 自己点検・評価関係規程等	大学評価委員会規程
(10) ハラスメントの防止に関する規程等	ハラスメント対策委員会規程 セクシュアル・ハラスメント・ガイドライン
(11) 規程集	学校法人駿河台大学大学規程集
(12) 寄附行為	学校法人駿河台大学 寄附行為
(13) 理事会名簿	学校法人駿河台大学 役員名簿(理事・監事名簿)
(14) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	駿河台大学大学第3回自己点検・評価報告書 2005授業改善計画事例集
(15) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	
(16) 図書館利用ガイド等	駿河台大学メディアセンター利用案内
(17) ハラスメント防止に関するパンフレット	セクシュアル・ハラスメント防止パンフレット セクシュアル・ハラスメント防止パンフレット(お茶の水キャンパス)
(18) 就職指導に関するパンフレット	2007 就職ガイドブック 2006 就職データブック
(19) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	2006健康相談室の案内 2006カウンセリングのご案内(法科大学院)
(20) 財務関係書類	平成13年度 計算書類(監査報告書 収支計算書) 平成14年度 計算書類(監査報告書 収支計算書) 平成15年度 計算書類(監査報告書 収支計算書) 平成16年度 計算書類(監査報告書 収支計算書) 平成17年度 計算書類(監査報告書 収支計算書) ホームページ掲載ページ 駿河台大学NEWS(第111号)
(21) その他	クリエイティブライフ

資料の種類	資料の名称
	オープンキャンパスリーフレット ゼミナール紹介冊子
追加提出資料	学校教育法第58条の改正に伴う新たな教員組織の整備について 表19教員組織(平成19年5月1日現在)

駿河台大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2007年	1月29日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月10日	第1回大学評価委員会の開催（平成19年度大学評価のスケジュールの確認）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月5日	第440回理事会の開催（平成19年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月16日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月17日 ～23日	評価者研修セミナーの開催（平成19年度の評価の概要ならびに主査・委員が行う作業の説明）
	5月中旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	～7月上旬	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月1日	文化情報学系専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月14日	法学系第6専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月24日	現代文化学系第2専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月4日	第2回大学財務評価分科会の開催
	9月10日	全学評価分科会第8群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月14日	経済学系第5専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	11月2日	飯能キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終）の作成
	11月13日 ～14日	第3回大学財務評価分科会の開催
	11月25日 ～26日	大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	12月9日 ～10日	第2回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付

- 2008年 2月15日 第3回大学評価委員会の開催（貴大学から提示された意見を参考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）を作成）
～16日
- 2月29日 第445回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を評議員会に上程することの了承）
- 3月11日 第99回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）